様式第３号（第１２条関係）

会　　議　　録

会　議　の　名　称	令和５年度第４回吉川市水道運営委員会
開　催　日　時	令和５年１０月１１日(水)　午後１時３０分から 午後２時３０分まで
開　催　場　所	市民交流センターおあしすミーティングルーム４
出席委員（者）氏名	（市議会）小野潔委員 （使用者）飯塚貴利会長、番場勇貴委員、平塚史子委員、 邨田茂委員 （有識者）宇野二朗副会長、木暮昭彦委員、大泉將平委員
欠席委員（者）氏名	阿部照義委員、中島のり子委員、中島眞由美委員
（　事　務　局　） 担当課職員職氏名	吉川市長　中原恵人 水道課長兼水道技術管理者　秋谷裕司 庶務係長　大滝利和、施設係長　村上飛鳥 庶務係　山﨑真由美、野澤文彌、専門調整幹　岡田和也
会議次第と会議の公開又は非公開の別	【次第】 １　開　会 ２　会長あいさつ ３　市長あいさつ ４　議　事 (1) 料金改定に伴う使用者の影響等について (2) その他 ５　閉　会 【公開・非公開】公開
非公開の理由（会議を非公開にした場合）	
傍　聴　者　の　数	２名

会議資料の名称	料金改定に伴う使用者の影響等について 答申案について 吉川市水道運営委員会名簿 令和５年度吉川市水道運営委員会会議開催予定表
会議録の作成方法	□録音機器を使用した全文記録 ■録音機器を使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	大泉委員、邨田委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局	１　開会 会議は公開となることを報告する。
会長	２　会長あいさつ
市長	３　市長あいさつ
事務局	運営委員会定員 11 名のうち８名が出席し会議は成立、傍聴者が２名いることを報告。 会議資料、次第、令和５年度会議予定表、委員名簿を確認。 議事進行を飯塚会長に依頼。
会長	４　議事 会議録について、録音機器を用いた要点記録とし、大泉委員と邨田委員を署名委員に指名する。
事務局	(1) 料金改定に伴う使用者の影響等について 会議資料に基づき、「基本料金と従量料金」について説明。
委員	【意見・質疑等】 基本料金と従量料金の配分の仕方について特段のルールがあるわけではないと認識はしているが、他の手法で近隣や一般的な方法ってどんなことが他に考えられるか。

事　務　局	固定費については、今回は施設利用率は、最大能力が 3 万 6100 t であり、平均的な給水量は多少年度により異なるが、約 2 万 t 強である。それを 5 年平均すると約 6 割ということで、この 6 割を計算に使っている。施設利用率による分配方法が、料金算定要領の中で、標準的に計算が示されている。 その他は、1 日当たりの最大の使用水量と、最小の使用水量の差が、どれだけ施設に負荷がかかっているかという負荷率で固定費を按分するという方法もあるが、負荷率を採用すると負荷率が 80%の後半になり、水量費分の方が約 8 割、9 割に近く、基本料金に配分する部分が 10%強になることから、基本料金がかなり低くなってしまう。将来的に水量がだんだん落ちてくると、経営に対する影響が大きいことから、基本料金はある程度口径別にしっかりとった方がいいということで、施設利用率の方を採用している。
委　　員	施設の稼働率ということで考えると、60%ぐらいということで、料金とは関係ないが、本来であれば一般的な施設の望ましい稼働率が 70 や 75 なので、望ましい稼働率で運用をすると、基本料金を少し縮小できると考えるが、今回の基本料金と従量料金の配分は適切ではあると思う。
事　務　局	施設の最大規模が 3 万 6 千 t 強、普段の使用量が 2 万 t 強ということで、施設の規模が若干大きめになっている。将来的には水の需給関係を見ながら、ポンプ等の施設の規模について今後の課題として考えていきたいと思う。
委　　員	受水費の取扱いはどのように考えているか。
事　務　局	受水費に関しては、料金算定要領の算出と同じような考え方で変動料金に設定している。
委　　員	県水の料金体系はどのようになっているのか。
事　務　局	1 ㎥当たりの単価で一律に決まっている。水量が変動しても単価は変更がない。
委　　員	あらかじめ設定された水量はないのか。
事　務　局	承認水量があるが、1%以上乖離してしまうとペナルティの料金が取られる。
委　　員	基本料金が高くなりすぎるというのも口径別に変更するときには大きな問題となるので、今回県水受水費を完全に変動費に入れることは適切と思う。 一方で完全に変動費かと考えると、県水の場合、約束している水量を使うことが前提になっていると思うので、人口減少等による水量の減量も交渉は難し

	いとは思う。県水が 2 部料金制の場合は、基本料金は固定費、従量料金については水道料金を分配をするのが一般的である。埼玉県の場合には、必ずしも責任水量制でもなく二部料金制にもなってないという理解であれば、変動費と考えられるが、一定程度は基本料金として回収するべき内容が含まれていると思う。特に資本費分は、本来は固定費であり、基本料金で回収するべきものだと思う。 　将来的には、常に県水受水費は変動費というように整理するのでなく、中長期的に見れば、基本料金若しくは一部を基本料金で回収できるような形を模索していくべきと考えるので、今後の課題として答申に書き加えていただけたらと思う。
事　務　局	現在受水率が 98%ぐらいで高水準であり、令和 9 年度からは県水が 100%になる予定のため、今後さらに県水の影響を大きく受けるようになる。そのため検討課題として基本料金と従量料金について考えていきたいと思う。 　今の段階では、県水は責任水量制であるが、県としては、県水の需要が減ることについては了承している。県水の受水率が下がっても、井戸水を多くして、県水を少なくすることは、県は承認していない。
委　　員	市町村の事情を汲んでもらえるような料金体系になっていると理解しているので、今回は変動費でよいと思う。
委　　員	事務局から施設の稼働率について話があったが、井戸施設を廃止して県水受水を多くするのであれば、将来的には施設能力の考え方を少し変えていかなきゃいけないと思う。
委　　員	結果として費用総額の 23%が基本料金に配分されると思うが、近隣の様子も見る必要はあるが全国的な傾向としては、今後人口が減少し、水量が減少することで急激に経営が悪化しないように基本料金として回収する部分を少し高めていくという傾向にはあると思う。 　そう考えると 23%は低くもないが高くもないというぐらいの水準だと思う。中長期的には、先ほどの受水費の中にも実は変動費でない部分もあるのではないかということと併せて、基本料金で回収する部分を少しずつ高めてくような方向性を持っていた方がいいと思う。 　それについても答申の中で、今後の課題として明記してもらえればと思う。
事　務　局	現在の吉川の水道料金の基本料金と従量料金の割合は、基本料金が約 29%、残りの 71%が従量料金となっている。ただし、現在の料金の 29%のうち、20 ㎥メートルまでは基本料金に含まれているので、20 ㎥分を差し引くと約 24%、改定後で 23%となり、ほぼ似たような数字にはなっている。

	近隣の越谷松伏水道企業団では、基本料金が27%、重量料金が73%で27%の中に基本水量分が16㎥入っているので、差し引くと吉川市と同じぐらいの水準になるだろうというのが想定されるところである。 将来的には料金をしっかり蓄える必要があるので、基本料金の率に関しては、今後の課題として考えていきたいと思う。
委　　員	基本水量分をどう考えるかについては、基本水量以内でも使用水量が減ってくるという傾向も現在は無くても別としてあると思う。 家庭の状況により家事が少なくなる傾向の中で、基本水量か基本料金なのか関係なく、固定的に繋いでる限り払っている金額がいくらかということだと思う。一定程度払っていただく仕組みと考えるのであれば、29%ぐらいというのはそれなりに高いということ。 それを今回 23%に下げていくのは少し経営的には不安定になる可能性があると思う反面、29%の維持を無理にすると、今度は基本料金が高くなってしまうので、将来的には少なくとも今の水準に戻していくような目標を持っていた方がいいと思う。 経営を安定させるのは、経営側の見方になると思うが、将来水量が減り収入が減ると、その時点で急に水道料金を上げなければならないという事態が発生すると思う。そうなるとそれ以降の人たちは、かなり割高な料金を支払う可能性も出てくるので、そういう意味では、どの世代であれ一定程度を安定して基本料金を払っていただき、中長期的に水道料金を安定させる考え方から、経営を安定させた方がよいと思う。
委　　員	資料4ページの主な使用者の口径別の件数があれば知りたい。
事 務 局	令和4年度においては、13㎜が6万394件、20㎜が12万1290件、25㎜が1667件、30㎜が144件、40㎜が332件、50㎜が142件、75㎜が24件、100㎜が0件である。特徴としては、13㎜と20㎜の割合が全体の約85%を占めている。 越谷松伏水道企業団は、13㎜と20㎜割合が約75%なので、吉川市とは10%ぐらいの差がある。
事 務 局	引続き、会議資料に基づき、「料金改定に伴う使用者の影響」及び「臨時料金の改定」について説明。
	【意見・質疑等】
委　　員	従量料金逓増性について、過去においては、多量に使う人からは多く料金をもらうみたいな理解であるが、今後給水量が減る中では少し変えていく必要があるのかと思う。

事　務　局	逓増制では、20 ㎥は 160 円、一番高い 100 ㎥以上が 530 円であり、割合が 3.2 倍ぐらいになっている。平均的なところは昔のデータではあるが、2.5 倍ぐらいである。 逓増制については､公平性の観点から少しずつ押さえていこうということも考えて１回シミュレーションはしている。現在 3.2 倍ほどあるこの逓増制を 3 倍ぐらいにした場合で、一般家庭の改定率が 30%、多く使用している場合は 38%ぐらいとなった。吉川市の場合、一般家庭の 13ｍｍと 20ｍｍの利用者がかなり多いので、一般家庭の影響がかなり大きくなることから、今回は逓増制の改善まではできない状況であった。
事　務　局	(2)その他について 会議資料に基づき、「答申案」について説明。
	【意見・質疑等】
委　　員	利用者に対する説明を十分行ってから料金改定を実施してもらいたいと思う。
	（議事を終了し、会長が議長の任を解かれる。）
	市長あいさつ
	５　閉会
	以上で終了。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年１１月６日

署名委員　　大泉將平（自署）　　署名委員　　邨田茂（自署）